

京都市告示第351号

京都市歴史資料館条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市歴史資料館を臨時に休館します。

令和6年8月26日

京都市長 松井孝治

臨時に休館する日

令和6年9月3日（火）から同月6日（金）までの4日間

（文化市民局 歴史資料館）